原子力規制委員会記者会見録

● 日時:平成29年9月13日(水)14:30~

● 場所:原子力規制委員会庁舎 記者会見室

● 対応:田中委員長 他

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を 始めます。

初めに、広報官の大熊から発言があります。

○大熊総務課長 冒頭に恐縮でございますが、事務局から御報告を申し上げさせていただきます。委員長の交代の日程に関してでございます。昨日、私からのブリーフィングの際にも申し上げたところでございますが、念のため、お知らせ申し上げます。

昨日の閣議におきまして、更田新委員長が9月22日に任命されることが決定をされました。このため、法律の規定に基づきまして、新委員長が任命されるまで、田中委員長が委員長としての職務を行うこととなりました。これまで認証式の日程は決まっていなかったわけでございますが、これが昨日の閣議におきまして決定されたことに伴うものでございます。認証式の日程が変更になったということではございません。決まっていなかったものが決まったということでございますので、正確を期して念のため申し上げます。

また、これに伴いまして、委員長の会見についてでございますが、来週20日のこの時間の会見が田中委員長の最後の会見、退任の会見を兼ねての会見となります。以前事務局から申し上げた日程から変更になっておりますが、この点、御了承をお願いいたします。

以上でございます。

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。また、本日も多数の方がおいででございますので、質問は簡潔にお願いいたします。皆様の御協力をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。スミさん。

○記者 共同通信のスミです。よろしくお願いします。

先ほど総務課長から20日に記者会見されるというお話でしたけれども、当然、それに 先立って定例会合も田中委員長が出られるということでよろしいのかというのがまず 1点。

20日に出られるという前提で質問するのですけれども、東電の小早川社長に対して、 適格性について、覚悟と決意の部分について、もう一度呼んで意見をお聞きしたいとい うお話でしたけれども、可能なら田中委員長が直接お聞きしたいと、そういうことでよ ろしいのでしょうか。

○田中委員長 正直申し上げまして、1週間延びてしまったということで、本日、皆さんにお礼を言って終わりにするつもりでずっといたのですが、急遽こういうことになりましたので、一応、最後まで委員長としての職責は果たすのが義務だろうと思いますので、20日の委員会と記者会見は、改めてということになりますが、やらせていただこうと思います。

それから、小早川社長の連絡、来週になるかどうか、相手もあることですから、まだ 私は何も聞いておりませんので、もし来週おいでいただくようでしたら、私から今日の 議論を踏まえて確認をさせていただくことにしたいと思います。

- ○記者 来週1週間、22日までですか、田中委員長が委員長でいらっしゃると思うのですけれども、来週、東電の社長とコンタクトするチャンスとしては定例会だけなのか、それとも、たしか以前、廣瀬社長と最後にやりとりされたときは、田中委員長、廣瀬元社長に投げたものなのだから、廣瀬社長から一旦話を聞くのだというスタンスだったと思うのですけれども、水曜日はあいていないけれども、例えば、火曜とか木曜だったらあいていますということであれば、臨時会ということで対応する、田中委員長と小早川社長が会うことを優先するのか、それとも、定例会で間に合わなければ、次期体制にそこは任せるということなのか、どちらを優先されるお考えでしょうか。
- ○田中委員長 何の紛れもなくて、廣瀬さんはもう社長でなくなりましたから、代表権も何もないわけですから、今、お会いしても、多分、先方も自分の責任で言えることはないと思いますので、会う必要はないと思っています。ですから、先ほどの繰り返しですけれども、20日に小早川社長がおいでいただけるなら、その場できちっと話をして、それ以外は余計なことはするつもりはありません。
- ○記者 済みません、ちょっと質問の仕方が悪かったかもしれませんが、廣瀬さんはまた 全然別の話で、以前、廣瀬さんが退任される前に、そういった委員長のお考えを示して いただいたと思ったので、田中委員長と小早川社長との面談のセッティングについて、 定例会を優先するのか、それとも、定例会でなくても、向こうの都合がつけば、臨時会 で、田中委員長の任期中にやりたいということなのか、どちらなのでしょうかという質 問です。
- 〇田中委員長 誰とですか。廣瀬さんと。小早川さんと。臨時会をやる予定はありません。 私もいろいろ、自分の私的な都合もあって、そんな時間はありませんので。
- ○司会 ほかに御質問のある方、いらっしゃいますか。どうぞ。
- ○記者 東洋経済のオカダです。

ちょっと実務的なことになって恐縮なのですが、火山灰、降下火砕物の濃度の問題で 検討会が開かれて、バックフィットルールを導入するということのようなのですけれど も、これの見通しがどうなっているのかということと、現状、かなりの過小評価状態だ と思うのですけれども、そのバックフィットルールが導入されるまでは、従来の基準に 基づいて設置変更許可はおろすというお考えでよろしいのでしょうか。

- ○田中委員長 私に聞くよりは、審査の人たちに聞いていただいた方がいいと思いますけれども、私の知っている範囲で申し上げますと、御指摘のように、火山灰濃度は審査の段階では少し低く見ていたかもしれないということがあって、それについては高い濃度まで対処できるように、技術的にきちっとした恒久的対策を取るようにということで、今、バックフィットをさせるという方向で検討していると承知しています。当面は、そういった事態にどう対処するかという、暫定的に対処することについては十分対処できることを確認した上で、かつ、そういうことではなくて、もっと安定的にきちっとできるようにバックフィットをして対応してもらおうということで、今、検討が進んでいると思います。
- ○記者 柏崎刈羽とか、そういったものについても、一定、高い濃度のものにも対応できることを確認の上で許可をおろすということなのか、あるいは旧来のものということなのでしょうか。
- ○田中委員長 今、そこの細かいところ、どうなっていますかね。
- ○小野原子力規制部審査グループ安全規制管理官(実用炉審査担当) 管理官の小野でご ざいます。

柏崎刈羽の場合については、基本、現状の対応で確認をしているということでございます。ただ、基準の検討の中で十分な運用面での対応はできるというのは並行的に確認をしているという状況でございます。

- ○司会 ほかに御質問のある方はいらっしゃいますか。ナギラさん。
- ○記者 毎日新聞のナギラです。

今日の定例会での柏崎刈羽の件で伺いたいのですが、今日でおおむね適合性をどう見ていくかという方向性は決まったと思うのですが、そもそものところなのですが、東電の適格性を見るというのは規制基準で明確に書かれているところではなくて、規制委員会としては、楽をしようと思えば、適格性は見なくても、技術的なところだけ見ることもできたと思うのですけれども、あえて東電の適格性をきちんと見ていかないといけないと思った、その思いはどういうところにあったのか、そこをもう一度改めて伺えないでしょうか。

○田中委員長 私たちとしても、東京電力はあれだけの事故を起こした当事者であること については非常に重く受けとめてきました。元々それがきっかけでこの組織が生まれた わけですから。ですから、柏崎刈羽の認可をするに当たっては、ほかの事業者と同じレ ベルでの審査では済まない、そういうことをしてはいけないという思いで、どういうこ とができるかということで、ずっといろいろなことをやってきた。細かいことは申し上 げませんけれども、御承知のとおりです。

- ○記者 今日である程度方向性としてできたと思うのですが、委員長の評価として、どの 程度思っていたことができたのか、現状、これから確認する仕組みが決まった中で、ど う評価していらっしゃるか、そのあたりをお願いします。
- ○田中委員長 一般論としての技術的な安全については、まだ全部済んでいませんけれども、そこはきちっと十分に確認できることがまず大前提とすれば、あとは安全文化というか、組織文化というか、マネジメントも含めてですが、そういったことについての疑義がいろいろ残っていたわけですね。それについて、完全に100%払拭されたかというとそうではないので、一応、それを担保させる方法として、今日議論した保安規定とか、それから、東京電力自身が今、どちらかというと国の配下にあるようなところもありますので、そこについて自らの技術的責任というものを明確にするために、経済産業大臣にちゃんと確認を取ると。一般論として議論しただけでは、それほど十分では、伴委員が言っていたと思いますけれども、そういうことを避けるために、法的な枠組みをきちっと明確に、そこで縛ったということです。ですから、保安規定というのは、時間的に見ると、許可が出て、工認が出て、その後、保安規定が普通は事業者から出されるわけですね。そこで見るのですが、一旦保安規定に書かれたことについては、非常に大きな効力を持ちますので、そういう点では、かなりきちっと、そこはたがははめられたと思っています。ですから、東京電力については、今後そういったことを武器にして、規制サイドとしてはきちっと見ていくことになろう、そうすべきだと私は思っています。
- ○記者 最後1点、少し今後のことを伺いたいのですが、今回、規制委員会で東電の適格性というものをある程度見ていくことを決めたということで、例えば、今後、柏崎刈羽の再稼働とか、そういった場面になったときに、推進側で、規制委員会が適格性を認めたことをある意味では武器にして、つまり利用することも可能ではないかと思うのですけれども、ちょっと言葉が正確ではないかもしれないですが、再稼働を後押しすることにもなりかねない部分があるような気もするのですけれども、そのあたり、何か懸念に思っていらっしゃることがあったら教えてください。
- ○田中委員長 規制委員会が許可をしたことを前提として再稼働すると言っているわけですから、別に柏崎刈羽に限ったことではないので、規制委員会は稼働の是非を最終的に判断する権限も役割も担っていませんので、そこは是非きちっとクリアに御理解いただければと思います。
- ○記者 もう一点だけ済みません。今回の文書の内容をベースにして保安規定に盛り込む ということなのですけれども、当然、福島への対応ということが入っていますので、例 えば、仮に今後、福島第一原発の廃炉に関して大きなトラブルがあったりですとか、廃 炉がきちんとできない場面が出てくるとなると、やはりそれは柏崎刈羽の稼働に大きく 影響すると考えていいでしょうか。
- ○田中委員長 いろいろなことを想像されて、いろいろなことをおっしゃっているようで すけれども、福島第一の廃止措置というのは、30年かかるか、40年かかるか、私には分

かりません。だから、その間に何が起こるかを前提として、柏崎刈羽がどうこうという 議論はできないと思いますので、今の御質問にはお答えできないと思います。

- ○司会 御質問のある方。では、ヨシノさん。
- ○記者 テレビ朝日、ヨシノです。よろしくお願いします。

柏崎刈羽の審査に関しては私も定点的に見させていただいたのですけれども、振り返ってみますと、敷地内断層調査でボーリングをする、しないとか、防潮堤の液状化の問題が出てきたりとか、最後には免震重要棟の強度不足ということがあって、悪意とか捏造とかではなく、おそらく縦割りの組織のなせるエラーというものがやはりこの間もいるいろあったと思うのですが、今後、東京電力が原発を運営していく上で、縦割り的な組織の体質というものに委員長は不安は抱かれないでしょうか。

- ○田中委員長 不安は抱かないと言うと言い過ぎになります。でも、これは実績を見ていくしかないと思うので、逆に言うと、そういう懸念もあったから、社長に何度か来てもらったり、文書で回答してもらったり、今回は保安規定の中にそういったことも含めてマネジメント、安全文化についての考え方を示してもらうことにしていますので、これは相当重いと私は判断していますので、今の御指摘の点は、当然そういうことはあったという、事実は事実ですから、それも含めて重く受けとめていただく必要はあると思いますが、そういうところですかね。今、そういうことで判断しているということですね。
- ○司会 では、御質問のある方、手を挙げてください。11名様ですね。質問が多数ございますので、基本、1 往復でお願いします。

まず、そちらからいきますので、シゲタさんからお願いします。

○記者 NHKのシゲタです。

重複してしまうところもあるかもしれないのですが、率直にお伺いしたく質問させていただきます。まず、委員長、東京電力に、今、適格性があるとお考えなのかどうか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

- ○田中委員長 あるという判断を委員会としてさせていただきました。
- ○司会 もう一点お伺いしたいのですが、福島の人たちが東京電力の適格性についてどう 感じているとお考えでしょうか。
- ○田中委員長 分かりません。福島といってもいろいろな人がおりますから、分かりません。
- ○司会 では、シゲタさんの前の方。
- ○記者 北海道新聞のホソカワと申します。

規制委の発足5年に関連してお伺いしたいのですけれども、2013年に最初の原発の審査申請があってから、早いところでは九州電力の川内のように1年近くで審査を終了し

て、もう再稼働しているところもあれば、最も遅い北海道電力はまだ審査書は先が見えないという状況が続いています。振り返ってみて、ここまで長引くと委員長は当初思われていたかという印象的なことを1つお伺いしたいのと、もう一つ、その原因、背景には何があるとお考えか、お聞かせください。

- ○田中委員長 今の御指摘、御質問はこれまでも何度かお答えはしていると思うのですが、 実際には2013年ではなくて、2015年の7月に新しい規制基準ができて、そこで申請、再 稼働を含めた新たな補正申請がたくさん出てきたということですね。相当時間はかかる だろうとは思いましたけれども、どれぐらいかかるということを予測していたわけでは ないけれども、4年も5年もかかるとは確かに予測はしていませんでしたね。私どもの 審査が遅いと言う方はおりますけれども、どちらかというと事業者の対応がなかなか進 まないというところで、今、そこが律速になっていると思いますので、そのこと自体に ついては、事業者の方にそれなりの努力をしていただくようお願いしていますが、それ 以上の意見は私はありません。
- ○記者 ありがとうございます。
- ○司会 では、隣の方。
- ○記者 エネルギージャーナル社のシミズです。どうも、こんにちは。

1つは、先ほども出た、午前中の規制委員会の定例会合のことなのですが、今日のいわば適格性についての確認結果は、最終的には保安規定の申請なりの手続できっちり落とし込むということのようなのですが、タイムラグがありますね、設置許可と保安規定の申請とでは。そうすると、安全審査の適合の結論と今日の確認結果がどういう形でオーバーラップしてくるのか。あくまで保安規定だけで落とし込むということなのか。やや細かい話で恐縮なのですが、それが1点。

もう一点は、同じ適格性の問題なのですが、やはり東電は今、国から7~8兆円の借金をしているということで、要するに、原子力事業者としての適格性は、財務的な対応能力というのも非常に大きな要素だろうと思うのですが、その辺を委員長として、規制委員会としてどう判断したのか。

つまり、国がいわば株主であるということで、安全を担保していくだけの財務能力の 保証というのはどこまで見きわめられるのか。それもやはり事業者としての適格性の大 きな要素だと思うのですが、それは単なる保安規定だけで落とし込む、担保するという のは、ややちょっとおかしいのではないかなと思うのですけれども、その2点を済みま せん。

○田中委員長 まず、2番目の方がはっきりしていると思うのですが、今、国が筆頭株主だということですので、国の代表をしているのが経済産業省ですから、経済産業大臣の経済性ではなくて安全についての担保、きちんと保証するという、東京電力の考え方を裏書きするということの確認が得られなければ、それを得られることを前提として許可

をしましょうというのが今日の議論です。

ですから、それは時期的に見ると、パブリックコメントの間にそれをきちんと確認できるという書類が頂けないようでしたら、これは許可が出ないということで担保できると、担保したいと思っています。

それから、保安規定というのは、時期的に見れば、おっしゃるとおり、許可があって、 工事認可があって、保安規定ということになると思いますけれども、許可をするという のは、保安規定に東京電力の、基本的には、今、私どもが今日申し上げたようなことを、 社長がきちんとそれを書きますという約束をすることを確認して、一応、許可は出しま しょうということなのです、いずれね。

まだ分かりませんよ。技術的な審査とか、経産大臣とかの文書とか、そういうものが全部そろったときに、そういうことで許可という段階に行くと思います。だから、それはパブリックコメントが終わってからですから、ちょっと先になりますよね。それから工事認可というのがあって、最終的に保安規定というのが事業者から出てくるということになります。そこできちんとした、約束した内容の保安規定ができていなければ、いつまでも最終的には運転する許可は得られないということになりますので、時期的な問題はそれほど問題にならないと思いますけれども。

- ○司会 一通り行きたいので、御協力をお願いいたします。 真ん中の列の方はいらっしゃいますか。では、手前の方から。
- ○記者 科学のタナカです。

柏崎刈羽原発について、福島原発事故並みの放射性物質が放出される事故の発生確率 はいくらだと、委員長はお考えになるのでしょうか。

- ○司会 質問は以上でよろしいですか。
- ○記者 はい。
- ○田中委員長 発生確率はほとんど天文学的に小さいと思います。
- ○司会 では、済みません、次の方、お願いしたいと思います。
- ○記者 ちょっと今のお答えでは不十分なので。
- ○大熊総務課長 一巡ということで、皆さんに回らないので、そのルールでお願いします。
- ○田中委員長 あなたたちは勝手にいろいろ計算するだろうけれども、そんなのは前提で はありませんので。
- ○記者 安全目標の確認をいつされるのかなというのが2年前からの。
- ○田中委員長 いや、いいです。
- ○司会 一通り行かせていただきます。では、その後ろの方、お願いします。
- ○記者 フリーランス記者のカミデです。

今までの質問とちょっとダブるかもしれませんが、あえてお聞きします。前回までの

流れの中では、もう一度東電の社長に聞く機会を設けるというのは、私の勉強不足かも しれませんが、ちょっと今日は予想外だったので、これは委員長の強い思いがあったの か。この辺のもう一度聞かなければならないということを、もう少し説明していただけ ませんでしょうか。

- ○田中委員長 先週の議論で口約束だけではちょっと心もとないという議論があって、それを法的にどうにかできないかということを事務局に、規制庁の方に指示して検討してもらった。一つ、一番効力があるのは保安規定に書き込んでいただくことだということで、保安規定の中には安全文化の認識というのがありますので、そこでいろいろ内容的には書けるだろうということで、保安規定は、先ほど申し上げましたように、非常に効力が強いものですから、では、そういうことにしましょうということなのですが、では、保安規定というのは誰が書くかというと、うちが書くのだったら別に東京電力を呼ぶ必要はないのですが、これは東京電力が書かなければいけないので、そういうことをきちんと書きますねと、書かないと最終的に許可になりませんよということを確認するために、では、呼びましょうということに今日はさせていただいた。
- ○司会 真ん中の列の方でよろしいですか。では、次にこちらの列の方へ行きます。 ナガノさん。
- ○記者 新潟日報、ナガノと申します。

今日の柏崎の議論で、以前、東京電力が出した文書に効力を持たせる、実効性を担保するという仕組みで、保安規定に書き込むということを決めたと思いますけれども、そこで、保安規定の審査についてですけれども、これまで設置変更許可の審査では、東電が事故を起こした当事者ということで大分異例の展開を見せたと思いますけれども、今後の保安規定の審査についても、こういった形で東電だから先行とはちょっと違うというような審査になるとか、そういったところの見通しは、もう次の委員長になると思うのですけれども、今の委員長としてはどうお考えでしょうか。

- ○田中委員長 一般的にいえば、基本的には同じだと思いますけれども、第2項になるのかな、保安規定の。そこのところの書きぶりについては、きちんと確認していくということになると思います。
- ○記者 そもそもですけれども、それは公開されて審査されるものなのでしょうか。
- ○田中委員長 保安規定は公開ではないですね。
- ○市村原子力規制部原子力規制企画課長 規制庁の市村です。

保安規定の認可は、全てを公開の審査会合でやっているわけではありませんけれども、 他プラントも折に触れてやっておりますので、おそらく柏崎刈羽についても、保安規定 については、公開でやる場面が出てくるだろうと思います。

○記者 ありがとうございました。

- ○司会 それでは、後ろの一番左の方。
- ○記者 朝日新聞社のゴロウマルと申します。

先ほどから何度か出ている保安規定の絡みでちょっとお尋ねします。

結局、前回の議論などでも、東電の文書回答について、ただの決意表明に終わらせないために、法的なちゃんと担保をということで保安規定という手法を選んだわけですけれども、素朴な疑問として、経済性より必ず安全性の方を優先していくのだとか、あるいは規制基準はあくまでも最低限度なものであり、常に高いものを目指していくのだとか、あるいは1Fの廃炉作業に主体的に取り組んでいくのだというところというのは、何をもってそれをしっかりやっていくという判断の基準を客観的に示せるのかな、どうなのかなという疑問がありまして、こういったものを具体的に判断するための基準として、保安規定に落とし込んでいってくださいと東電には言うのでしょうけれども、そういったものが本当に作れるものかどうなのか。その点についての委員長のお考えをお尋ねしたい。

あともう一つ、それの関係で、保安規定というのは、私は、どちらかというと、技術的に専門的なことをかなり具体的に書いているものというイメージがあるのですけれども、そういったところに今も言ったような最終的に経営の姿勢などにかかわってくる部分について書き込むということは、従来の保安規定の在り方から見ても自然な発想なのか、それとも、やはり今回、東電の特殊な事情というものに鑑みて、その辺を少し踏み越えてあえてやっていくということなのか。その辺について、委員長としてはどのように捉えていらっしゃるのか。この2点をお尋ねしたいのですが。

○田中委員長 まず、基本的に保安規定に書いたものは、もちろん保安検査官が日々いろいるな形で見ていくということもありますし、それをどういうふうに活用するかというのは、こちらの判断がかかわってきますので、定量的にこうしたらこれはバツが1つだとか2つだとか、そういうものは一般の規則ではありませんので、それはその状況を見て判断するということになると思います。これは一般論として、多分どんな刑罰でも同じだと思いますけれども。

それから、保安規定に書くのは違和感があるということかと思いますけれども、今、 保安規定の中の安全文化のところで書くのが一番書きやすいし、適当だし、そこが効力 があるという私どもの判断です。ですから、いろいろお考えがあるかもしれないけれど も、私どもとしては最善の方法をとったつもりです。

- ○司会 一番左の列の方で忘れている方はいらっしゃいませんか。
- ○記者 文化放送のイシモリです。

私も実は同じ質問をしようかと思っていたところなのですけれども、重複しますが、 今回、保安規定に盛り込むのが決意表明であると。本来、保安規定というのは、例えば、 数値でこういう基準があるということを示したりとかすると思うのですが、その場合は 具体的にこうだから違反しているということが明確に言えると思うのですよね。意思表示に対して、これが違反しているかどうかというところの判断をどうするのかということを、もう一度、恐れ入りますが、伺えますでしょうか。

- ○田中委員長 数値であらわせるものだけが規則ではありません、いろいろな。まして今回のところは、やはりそれこそ規制機関としての高度な判断というのが求められると思いますし、私どもはそういう考え方で、そういう対応をするということで取り組んでいますので、そんなに御心配されることではないと思いますけれども。
- ○司会 手前の方とミヤジマさんですかね、忘れている方は。
- ○記者 朝日新聞のオオムタです。

3点ほどお伺いいたします。

1つは、今回の件、実は非常に大きな意味を持っているのではないか。今までIAEAなどからも、旧来の規制というのはハード偏重だったというふうなことを言われていたところに、例えば、そこでの安全文化をきちんと見ていくということが足りなかったのではないかと、そういう指摘もありました。そういうことからすると、安全文化を見ていくというときに、東電をきちんと見るということというのは非常に重要ですが、そういう大きなお考え、つまり、今後の規制の在り方として、ハードはもちろんのこと、ソフトの部分も十分に見ていくよというふうなお考えが今回のことにもあるのかということが1点。

第2点は、そうしますと、例えば、今回、規制に係る人的組織的要因に関する検討チームというものも立ち上がっていて、そこで安全文化に対するガイドライン、例えば、そこの保安規定にどんなものを書かせるかとか、そういったことの議論も始まっているかと思います。年末にはそれがまとまるというふうな、中間まとめ、年度末にはそれを最終まとめという、そういうスケジュールも示されているかと思うのですけれども、そうすると、例えば、そういったものが出てから、東電に対してこういうものを求めますよということでもよかったのではないのかなと。そこのところ、そこよりも先にこちらの方の結論を出されたというのは、何か意図があるのかということが第2点。

第3点は、ここに保安規定に書いたとき、東電という会社は一つです。そうすると、そこの東電という会社の安全文化が非常に疑われる、きちんとやっていると言っていたことがきちんとされていないではないかというようなことが、ML以外のサイト、MLのほかの号機とか、あるいはML以外のサイト、1Fなども含めて、そういったところで安全文化が、そういう安全最優先というのが疑われるようなこと、あるいは公表とか、そういったところで、社会的なことも含めて東電の姿勢が疑われるということがはっきりした場合には、それは効力として保安規定に従って、問題が直接起きたところではなくても、MLについて何らかの処分を下すということがあり得るのか。

以上3点です。よろしくお願いします。

○田中委員長 なかなかのお考えですけれども、安全文化を重視するというのは、私どもは基本的にずっとやっていて、各社長と毎月1回ぐらいやっているのは、結局、安全文化の基本というのは、IAEAなんかのあれではトップマネジメント、リーダーシップというのが基本だということで、そこについては文化ですから、そう一朝一夕にこうしたらいいとかなんとかということはなくて、その努力を継続的にやってもらうというために、ずっとそういう努力をしてきています。

東京電力については、特に安全文化の条項を適用して、保安規定のそこのところをもう少しブレークダウンして書きましょうということですので、少しそこは具体的になってくるとは思いますが、そもそも文化というのは、そんなに1か2かというような、プラスかマイナスかというようなことではなかなか判断しにくいところもあります。

ただし、さはさりながら、安全文化が非常に劣ってきているとか、何か問題があるというのは、これは感覚的に、もちろん素人ではありませんし、いろいろなところを見ていれば分かりますので、そういったことを見ていけると思います。例えば、余り適切かどうか分からないけれども、原子力機構みたいなのが安全文化が高いとは皆さんも思わないでしょう。私どももそう思っています。だから、そういうことで判断できるのだろうと思っています。

それから、安全文化の醸成については、私どもも含めて安全文化の醸成を図らなければいけないということで、いろいろ議論を行っているのは承知しています。でも、私もこの前もちょっと申し上げたのだけれども、文化と文明とどう違うかということを一人一人に議論してもらったらどうかと。なぜ文明は滅びて、文化が滅びないかとか、そういう歴史もあるので、そういうことからよく議論していかないと、本当の文化とは何なのだというのが分からないのではないかとか言ってちょっとからかっていたのだけれども、結局、多分、朝日新聞の重鎮ですから、そういうことは十分御承知なのでしょうけれども、結局、文化は大事なのだけれども、そこをきちんと醸成していくというか、常に努力して高めていくということ、そういうことの方向づけをするというのが、今、規制庁の中でやっている、検討している文化のループですので、それを待ってといっても、ここでいいという尺度はありませんので、これは今回はある程度判断をしなければいけない時期に判断を適切にするという意味でさせていただいたということです。

他の事業所のが一般化できるかどうかということについては、それは状況によるのではないかと思いますけれども。悪意ある何か規則違反とか、そういうことがあった場合には、そういうこともゼロとは言えませんけれども、一般にはちょっとしたことでほかにまで及ぶかどうかということについては、少しその具体的な状況も見ないと分からないと思います。

- ○司会 ミヤジマさん。
- ○記者 FACTAのミヤジマです。

いわゆるNRAが事業者に対して、その適格性を審査する法的根拠はあるのかなとずっと思っていたのですが、資料1にはその審査権があるのだと書いてある。ところが、それに落とし込みは、炉規制法の43の3の6の1の2号ですね。これは全く、おそらく当局の有権解釈とは言いながら、実定法の中に安全文化というようなものを切り込んでやらせようという、書いていないということだと思うのですよね。私は、今回のことは東電は飲むとは思いますけれども、やはり本来的に法的にもこの組織がそこまで見るような手当てが必要なのだと、私にはそう読めるということです。それから、これはどうお考えになるか、やはり最後なので伺いたい。

それから、もう一点は、東電から出てきたものというのは、東電が国民に対する約束だと言っているわけですから、これがこんな炉規制法の枝番号でやられては困るのですよね。私は、地方自治体が賢くて、規制権限はないけれども、原子力の安全協定を結んで、実質的にそれで動かないわけですよ。

だから、やはりこの委員会として、委員会の皆さんは国会で選ばれた委員の先生方なのですから、国民を代表して東電としっかり協定を結んで、それについて言うことを聞かなかったら、それは地方公共団体がやるようにあらゆる手を使ってやればいいわけで、規制当局というのは私はそういうものだと思うのですけれども、今回のは、本当に何か規制庁の役人が保安規定がどうだこうだと言っていますけれども、東電が国民に約束していることはそんなことではないと思うのですよ。もっと包括的なことだと思うのですけれども、この2点について伺いたいです。

○田中委員長 ストレートに法的にどうかと言われると、少し漠然としているところはありますけれども、法律というのはいろいろな適用の仕方があるということで、うちのそういう専門家がいろいろ議論をして、これで何とかできるのではないかということです。新たな法律、そういう必要な法律を作るべきだというお考えもあると思いますけれども、そういうものはすぐには間に合わないし、まだ今すぐ必要かどうかという議論もありますので、そこはそういうことで御理解していただけたらと思います。

それから、国民への約束、そのとおりなのですね。国民への約束といっても、何の裏づけもないままに、おっしゃるように、規制委員会はもっと権限があって、国民から付託されているのだから、もっとやっていいのだという、そういう御指摘かもしれませんけれども、やはりきちんとした法的枠組みがあって、それに基づいてやる方が、はるかにこういった法治国家においては強力なので、そういうふうな道をたどったということです。

ただ、判断については、当然、国民への約束とか、技術申請書と変更申請と同じ位置付けだということを約束していますので、そういったことを含めた判断をしていくのだろうと思います。将来のことだから、どうなるか分かりませんけれども。

○司会 では、最後に、先ほど田中委員長の発言の中で新規制基準の制定時期の話があり

ましたが、2013年制定でございます。

- ○田中委員長 そうか。11年に事故で、12年に。そう、13年7月だ。ごめんなさい。
- ○司会ですので、訂正させていただきます。

それでは、以上をもちまして本日の会見を終わらせていただきたいと思います。お疲れさまでした。

一了一